

関係例規抜粋

●狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置及び運営に関する要綱

(準用)

第5条 その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、狛江市福祉基本条例施行規則(平成6年規則第30号。以下「規則」という。)第29条の規定により準用する規則第24条から第26条までの規定を準用する。

●狛江市福祉基本条例施行規則

(委員会の招集)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報等を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

●狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。